

# 群馬県立県民健康科学大学大学院学則

平成30年4月1日  
群馬県公立大学法人規則第7号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条—第7条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第8条—第10条）
- 第4章 標準修業年限、長期にわたる教育課程の履修及び在学期間（第11条—第13条）
- 第5章 入学、休学、復学、退学、転学、除籍、再入学、転入学、編入学及び留学（第14条—第23条）
- 第6章 教育課程の編成方針及び履修方法等（第23条の2—第32条）
- 第7章 修了及び学位（第33条・第34条）
- 第8章 賞罰（第35条・第36条）
- 第9章 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生（第37条—第43条）
- 第10章 入学試験料、入学料及び授業料（第44条）
- 第11章 雑則（第45条）
- 附則

## 第1章 総則

（大学院設置の目的）

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

## 第2章 組織

（課程）

第3条 本学大学院の課程は、博士課程とし、これを前期の課程及び後期の課程に区分する。

2 博士課程の前期の課程（以下「博士前期課程」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程の後期の課程（以下「博士後期課程」という。）は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（研究科の設置等）

第4条 本学大学院に看護学研究科及び診療放射線学研究科（以下「研究科」とい

う。)を置く。

2 研究科の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 看護学研究科 様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持及び向上への貢献に向けた科学的根拠に基づく看護の実践を究極の目的とし、革新され続ける看護学及び看護教育学の充実、発展及び次の革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究の成果を基にスタッフ・ディベロップメント（質の高い教育を展開できる看護職者の育成をいう。）及びファカルティ・ディベロップメント（質の高い教育研究を展開できる看護教員の育成をいう。）に向け継続的かつ自律的な学習を支援できる人材を育成する。

二 診療放射線学研究科 地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究を行う能力及び問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査学及び放射線治療検査学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材並びに医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を養成する。

3 研究科の専攻、課程及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学生定員	
			入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	4人	8人
		博士後期課程	2人	6人
診療放射線学研究科	診療放射線学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
計			13人	30人

（職員）

第5条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）並びに事務職員及び技術職員その他の職員（以下「事務職員等」という。）を置く。

2 前項の教員及び事務職員等は、群馬県立県民健康科学大学の教員及び事務職員等をもって充てる。

（研究科長）

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を所掌し、当該研究科に所属する教員及び事務職員等を指揮監督する。

（大学院研究科教授会）

第7条 研究科に研究科の教授をもって組織する大学院研究科教授会を置く。

2 大学院研究科教授会に関する事項は別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 群馬県立県民健康科学大学の学長（以下「学長」という。）が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 群馬県民の日 10月28日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日の期間については、別に定める。

3 学長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### 第4章 標準修業年限、長期にわたる教育課程の履修及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学長は、学生が職業に就いている等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第13条 在学期間は、博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

2 第22条第1項の規定により入学を許可された者にあつては、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

#### 第5章 入学、休学、復学、退学、転学、除籍、再入学、転入学、編入学及び留学

(入学時期)

第14条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学大学院において教育研究上支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（第9号及

- び第14号において「大学」という。)を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
  - 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - 七 専修学校の専門課程(修業期間が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 八 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
  - 九 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
  - 十 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
  - 十一 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
  - 十二 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、かつ、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認めたもの
  - 十三 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある者と認めたもの
  - 十四 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同程度以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
  - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 六 外国の学校、第四号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を

履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願の手続）

第16条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学試験料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第17条 前条の規定により入学を志願する者について、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第18条 前条の選考に合格した者は、本学大学院所定の書類に入学料を添えてこれを指定の期間内に学長へ提出しなければならない。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については、入学料を添えることを要しない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、大学院研究科教授会の意見を聴いて、入学を許可する。

（休学及び復学）

第19条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き3月以上修学することが困難なときは、学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが不相当と認められる学生に対して休学を命ずることができる。

3 前2項の規定による休学の期間（以下「休学期間」という。）は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長は、特別な理由があると認めるときは、休学期間を延長して許可することができる。

4 休学期間は、通算して、博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

5 休学期間は、第13条の在学期間に算入しない。

6 学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に願い出て、その許可を受けて復学することができる。

（退学及び転学）

第20条 学生は、退学及び転学を希望するときは、その理由を具して、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第21条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- 一 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けてもなお納付しない者
- 二 在学期間が第13条第1項又は第2項に規定する期間を超えた者
- 三 休学期間が第19条第4項に規定する期間を超えてなお復学できない者
- 四 死亡又は長期間行方不明の者

（再入学、転入学及び編入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、第16条から第

1 8条までの規定にかかわらず、選考の上、大学院研究科教授会の意見を聴いて、本学大学院への入学を許可することができる。

一 本学大学院をやむを得ない理由で退学し、又は除籍された者で、退学又は除籍後同一の専攻への再入学を志望する者

二 他の大学院に在学する者で、本学大学院に転入学を志望する者

三 本学大学院又は他の大学院を修了し、又は退学した者で、本学大学院に編入学を志望する者

2 前項の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数に関する事項は、別に定める。

(留学)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院の授業科目を履修するために留学することを認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。

3 留学に関する事項は、別に定める。

## 第6章 教育課程の編成方針及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第23条の2 研究科は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第24条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 本学大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(授業科目の種類等)

第25条 研究科における授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(各授業科目の授業期間)

第25条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他本学大学院が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法等)

第25条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第25条の3第1項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 一の授業について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、修了研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第27条 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与及び学修の評価)

第28条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他本学大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に所定の単位を与えるものとする。

- 2 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。
- 3 学修の評価に関する事項は、別に定める。

(組織的な研修等)

第29条 研究科は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 研究科は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
- 3 研究科は、第24条第2項の規定により授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育

課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(特別の課程における学修)

第30条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が第15条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、本学大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和31年文部省令第28号)第15条において読み替えて準用する第31条第1項及び第2項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第30条第2項の場合に準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、第30条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第32条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## 第7章 修了及び学位

(修了要件)

第33条 学長は、博士前期課程に2年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、本学大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、大学院研究科教授会の意見を聴いて、当該博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は、博士後期課程に3年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、大学院研究科教授会の意見を聴いて、当該博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、看護学研究科にあっては1年以上、診療放射線学研究科にあっては2年以上、博士後期課程に在学すれば足りるものとする。



る。

- 3 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位)

- 第34条 学長は、前条第1項の規定により博士前期課程の修了を認定した者に対し、大学院研究科教授会の意見を聴いて、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める修士の学位を授与する。
  - 一 看護学研究科看護学専攻 修士(看護学)
  - 二 診療放射線学研究科診療放射線学専攻 修士(放射線学)
- 2 学長は、前条第2項の規定により博士後期課程の修了を認定した者に対し、大学院研究科教授会の意見を聴いて、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める博士の学位を授与する。
  - 一 看護学研究科看護学専攻 博士(看護学)
  - 二 診療放射線学研究科診療放射線学専攻 博士(放射線学)
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 賞罰

(表彰)

- 第35条 学長は、学生が学業、操行その他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、これを表彰することができる。
- 2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第36条 学長は、本学大学院の学則その他の規律を遵守せず、又は学生の本分に反する行為があった学生に対し、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。
- 2 前項の退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当の理由がなく出席が常でない者
  - 四 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 3 前項に定めるもののほか、懲戒に関する事項は、別に定める。

## 第9章 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

(聴講生)

- 第37条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

(特別聴講学生)

- 第38条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、当該他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として聴講を許可し、単位の修得の認定をすることができる。

(科目等履修生)

- 第39条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第40条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、選考の上、研究生として研究を許可することができる。

(特別研究学生)

第41条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として必要な研究指導を受けることを許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 学長は、外国人で本学大学院に留学生として入学を志望する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第43条 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生に係る入学、履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

## 第10章 入学試験料、入学料及び授業料

(授業料等)

第44条 入学試験料、入学料、授業料その他の費用の徴収については、別に定める。

## 第11章 雑則

(委任)

第45条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に群馬県立県民健康科学大学大学院学則を廃止する規則（平成30年群馬県規則第25号）による廃止前の群馬県立県民健康科学大学大学院学則（平成21年群馬県規則第39号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間の改正後の規則の規定の適用については、第4条第3項の表中「8人」とあるのは「12人」と、「30人」とあるのは「34人」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。